○関東地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月六日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十六号線

三　事業施行期間　自平成二十七年二月六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都北区志茂一丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市中沢四丁目四三一番一地内	前	八五・〇〇～一〇七・〇〇メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	八五・〇〇～一〇七・〇〇メートル	〇・〇一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市大字寺字前新田六一四番地内	前	一四五・〇〇～一六八・二〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	一二六・三〇～一六八・二〇メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A　一九・〇〇～八五・〇〇メートル B　四・五〇～一五七・三〇メートル	二〇・一三四キロメートル 三三・八〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一九・〇〇～八五・〇〇メートル B　四・五〇～一二三・七〇メートル	二〇・一三四キロメートル 三三・八〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	備考
二十三号	津市野田字高栗二五七八番から同市高茶屋小森町字瓦ヶ野四二二八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所	

供用開始の期日　平成二十七年二月八日十五時

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
西条市飯岡字八幡原一二一五番二から同市小松町新屋敷字西町裏甲五二六番一まで	前	A　八・五〇～四四・〇〇メートル B　二四・三〇～一三五・四〇メートル	一二・五二〇キロメートル 三・七五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八・五〇～四四・〇〇メートル B　二四・三〇～一三五・四〇メートル	一二・五二〇キロメートル 三・七五〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日　四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び百九十二号	西条市飯岡字生竹三四二八番地先から同市福武字境目甲一七三番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年二月六日